

議第百二十七号

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定めるものとする。

令和七年十二月二日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例(昭和四十六年岐阜県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条」を「第五条第一項及び第二項」に改める。

第三条第一項中「ある者」の下に「(指導改善研修被認定者(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第四項の認定の日までの間にあるものをいう。第三項において同じ。)を除く。)」を加え、「百分の四」を「百分の十」に改め、同条第三項中「者」の下に「及び指導改善研修被認定者」を加える。

附則に次の一項を加える。

4 次の表の上欄に掲げる期間における第三条第一項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の五
令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の六
令和十年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の七

令和十一年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の八
令和十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の九

（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第二条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十二年岐阜県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「第一号、第二号又は第四号から第八号」を「第二号から第六号」に改め、「第四号から第八号までに掲げる業務については」を削り、同項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第十二号までを二号ずつ繰り上げる。

第二十条の二第二項中「前条第二項第四号から第八号」を「前条第二項第二号から第六号」に改める。

第二十二条の六第二項中「八千円」を「八千二百円」に、「応じて」を「応じ、人事委員会規則で定める校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改める。

別表第三ロの表備考(一)中「、この表の額に7,700円」を「この表の額に11,500円を、4級である職員の給料月額はこの表の額に3,800円」に改め、別表第三ハの表備考(一)中「、この表の額に7,500円」を「この表の額に11,500円を、4級である職員の給料月額はこの表の額に4,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和八年一月一日から施行する。

提 案 説 明

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定の整備を行うため、この条例を定めようとする。